

資格制度に係る個別措置事項

(1) 業務独占資格制度

事項名	措置内容	実施予定時期			前倒し内容等	規制改革3か年計画(改定)		
		平成14年度		平成15年度		実施予定時期		
		上半期	下半期			13年度	14年度	15年度
<p>明確で合理的な理由のない受験資格要件の廃止 (見直しの基準・視点) (農林水産省)</p>	<p>d 土地改良換地土に係る受験資格要件としての実務経験についての見直しに向けた検討を行う。</p>	措置			<p>(農林水産省) 土地改良法施行規則(昭和24年農林省令第75号)の一部を改正する省令(平成14年農林水産省令第37号)により措置。(平成14年4月施行)</p>	結論	措置	

事項名	措置内容	実施予定時期			前倒し内容等	規制改革3か年計画(改定)		
		平成14年度		平成15年度		実施予定時期		
		上半期	下半期			13年度	14年度	15年度
合否判定基準の公表 (見直しの基準・視点) (法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)	a 次の試験について合否判定基準を定め公表する。 司法試験、司法書士試験、土地家屋調査士試験、社会保険労務士試験、弁理士試験、臭気判定士試験、医師国家試験、歯科医師国家試験、診療放射線技師試験、臨床検査技師試験、理学療法士試験、作業療法士試験、視能訓練士試験、言語聴覚士試験、臨床工学技士試験、義肢装具士試験、救急救命士試験、あん摩マッサージ指圧師試験、はり師試験、きゅう師試験、柔道整復師試験、助産師試験、看護師試験、歯科衛生士試験、歯科技工士試験、薬剤師試験、理容師試験、美容師試験、獣医師国家試験、液化石油ガス設備士試験、電気工事士試験、競輪審判員資格検定、競輪選手資格検定、小型自動車競走審判員資格検定、小型自動車競走選手資格検定、海事代理士試験、海技士(航海)試験、海技士(機関)試験、海技士(通信)試験、海技士(電子通信)試験、小型船舶操縦士試験、水先人試験、通訳案内業者試験、地域伝統芸能等通訳案内業者試験、測量士試験	一部措置	結論に基づきできるだけ速やかに所要の措置	(農林水産省) 平成14年度から合否判定基準を公表。(獣医師国家試験) (国土交通省) 平成14年度から合否判定基準を定め、第一次試験の合格発表とあわせ、公表。(通訳案内業者試験、地域伝統芸能等通訳案内業者試験) (厚生労働省) 平成14年度から合否判定基準を公表。(医師国家試験、歯科医師国家試験、診療放射線技師試験、臨床検査技師試験、理学療法士試験、作業療法士試験、視能訓練士試験、言語聴覚士試験、臨床工学技士試験、義肢装具士試験、救急救命士試験、あん摩マッサージ指圧師試験、はり師試験、きゅう師試験、柔道整復師試験、助産師試験、看護師試験、歯科衛生士試験、歯科技工士試験) (経済産業省) 平成14年4月から合否判定基準を公表。(小型自動車競走選手資格検定)	一部措置 済	結論に基づきできるだけ速やかに所要の措置		

事項名	措置内容	実施予定時期			前倒し内容等	規制改革3か年計画(改定)		
		平成14年度		平成15年度		実施予定時期		
		上半期	下半期			13年度	14年度	15年度
	<p>【家畜人工授精師試験、土地改良換地士試験、調教師(中央競馬)試験、調教師(地方競馬)試験、騎手(中央競馬)試験、騎手(地方競馬)試験、操縦士試験、航空士試験、航空機関士試験、航空通信士試験、航空整備士試験、航空工場整備士試験、操縦教員試験、運航管理者(航空)試験、動力車操縦者試験、職業訓練指導員試験、作業環境測定士試験、特殊建築物等調査資格者試験、建築士試験、昇降機検査資格者試験、建築設備検査資格者試験については、平成12年度までに措置済み】</p> <p>【司法試験、司法書士試験、土地家屋調査士試験、社会保険労務士試験、弁理士試験、医師国家試験、薬剤師試験、理容師試験、美容師試験、液化石油ガス設備士試験、電気工事士試験、競輪審判員資格検定、競輪選手資格検定、小型自動車競走審判員資格検定、小型自動車競走選手資格検定、海事代理士試験、測量士試験については、措置済み】</p>							

事項名	措置内容	実施予定時期			前倒し内容等	規制改革3か年計画(改定)		
		平成14年度		平成15年度		実施予定時期		
		上半期	下半期			13年度	14年度	15年度
(金融庁、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)	c 上記a及びbの試験について、科目間や年度間で難易度に差が生じたことにより合否判定基準を変更した場合には、透明性の観点からその旨を理由を付して公表する。	一部措置	逐次実施		(農林水産省) 平成14年度から合否判定基準を変更した場合は、理由を合格発表時に公表。 (経済産業省) 平成14年度から合否判定基準を変更した場合は理由を公表。	逐次実施		
広告規制の在り方見直し (見直しの基準・視点) (金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省)	法律又はそれぞれの資格者団体の会則により広告規制が行われている各資格(公認会計士、行政書士、司法書士、土地家屋調査士、税理士及び社会保険労務士)について、広告規制が見直されるよう必要な措置を講ずる。 【司法書士、土地家屋調査士及び社会保険労務士については、措置済み】	結論・措置			(財務省) 14年度中に結論・措置予定であったものを14年度の上半期に結論を得て、実施する。	一部措置済	結論・措置	

(2) 必置資格等

事項名	措置内容	実施予定時期			前倒し内容等	規制改革3か年計画（改定）		
		平成14年度		平成15年度		実施予定時期		
		上半期	下半期			13年度	14年度	15年度
兼務・統括の許容 （見直しの基準・視点） （厚生労働省）	（医薬品製造管理者） b 生物学的製剤とその他の医薬品製造管理者の兼務の拡大について検討し、その結果に基づき、所要の措置を講ずる。	措置			（厚生労働省） 生物学的製剤の製造業者（輸入販売業者を含む。以下同じ）の製造管理者（輸入管理者を含む。以下同じ）については、資格要件を満たし、かつ、薬剤師の資格を有する場合であって、製造管理者による十分な管理が行われることが確認できる場合は、同一の医薬品製造所において製造されるその他の医薬品の製造管理者を兼務することを認めて差し支えないものとした。（平成14年8月29日医薬発第0829008号）	結論	措置	
外部委託の許容 （見直しの基準・視点）								

事項名	措置内容	実施予定時期			前倒し内容等	規制改革3か年計画（改定）		
		平成14年度		平成15年 度		実施予定時期		
		上半期	下半期			13年度	14年度	15年度
(経済産業省)	(電気主任技術者) b 電気主任技術者の果たすべき業務を外部委託できる相手方は、現状では、指定法人(各地の電気保安協会)及び主任技術者免状の交付を受けている者(個人)となっているが、保安の確保を前提に、主任技術者を雇用している等一定の要件を満たす法人が一定の条件の下で委託を受けることを可能とする方向で検討する。	結論			(経済産業省) 電気主任技術者の外部委託の在り方については、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会において検討され、電気主任技術者の外部委託先拡大を内容とする中間報告が平成14年6月にとりまとめられた。	検討	検討	結論